

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技会場（MTB、BMX及びトラック種目）の八王子市への誘致を求める決議

平成25年9月7日、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定したことを受け、本市ではスポーツ基本法の理念に則り、昨年3月に「八王子市スポーツ推進計画」を策定し、その中でオリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みを掲げ、鋭意施策を展開していくこととした。

当初の立候補ファイルには、選手村から半径8キロメートル以内のエリアで競技の85%が行われることとされていたが、一部の競技会場が羽田空港の航空管制区域に影響することや、建設コストの削減といった問題により、会場の見直しが進められてきた。その中で、半径8キロメートル圏の縛りが緩和され、競技会場の候補地として、距離50キロメートル・1時間圏内というひとつの基準が示唆された。

そうした中、1964年東京オリンピックで自転車競技が行われた縁の地である本市は、昨年12月24日に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に対し、自転車競技会場（MTB及びBMX）誘致の要望書を提出したところであり、先月18日にはトラック種目も追加要望した。

その趣旨は、高速道路網の整備効果や自然の地形を活かした会場整備が可能といった立地条件の優位性はもとより、オリンピック・レガシーの観点から、仮設施設の持続的な活用を図り、さらには多摩西部に競技会場を誘致し、これを拠点に多摩地域の活性化に資するという視点に立ったものである。

しかしながら、先般、自転車競技会場として静岡県伊豆市の日本サイクルスポーツセンターを検討するとの発表がなされた。

そこで、開催都市東京都内の自治体として先行して競技場誘致を求めてきた本市としては、新たな視点に立ち誘致を促進すべく、先月18日には、八王子市の豊かなスポーツ文化を育み、それを通して本市の活性化及び市民福祉の向上を図るための趣旨に賛同した超党派の市議会議員による「八王子市スポーツ議員連盟」としても、トラック種目を含めた自転車競技3種目の競技会場の本市への誘致を組織委員会に強く要望した。

オリンピック競技の振興のためには、長期的な視野に立ち、競技人口の裾野を広げ、若手を育成していく環境を整えることが極めて重要であり、その姿勢を開催都市東京から発信すべきである。多摩西部に位置する本市は、豊かな自然に囲まれ、大会期間中はもとより、今後オリンピック・パラリンピックを目指す若手選手にとっても最良な競技環境を提供することが可能である。

よって、オリンピック・レガシーの理念の継承、さらには多摩地域の活性化のためにも、自転車競技会場の本市への整備を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成27年3月27日

八王子市議会

地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

交通は、国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤である。交通政策に関する国や自治体等の果たすべき役割などを定める法整備、とりわけ地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しずつ充実しつつある。

一方で、地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めがかかっておらず、企業努力も限界に達している。

我が国は人口減少・少子高齢化が急速に進展し、限界集落や地域コミュニティの崩壊など様々な社会問題が発生している。このような現状において、地域の特性と実情に最適な移動手段の提供がなければ、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保に支障をきたし、わが国の経済力の相対的立場の低下も懸念されるだけでなく、過度な自動車依存は環境への負荷を高め、環境問題への対応も必要になる。このような背景から、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっている。

また、欧米では公共交通に対する公的補助は経営の問題よりも持続可能な都市政策として正当化されており、補助金の割合が50%を超えるケースも多く見られ、公共交通の利便性を向上させている。

公共交通がその機能を十分に発揮し、地域住民が安全に移動する権利を保障して、真に活力ある地域や経済社会をつくっていくためには、地方自治体の努力では足りず、公共交通に対する財政支援の拡充が求められている。

よって八王子市議会は国会及び政府に対し、地域公共交通維持のための財政支援の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月27日

議 長 名

衆議院議長 }
参議院議長 }
内閣総理大臣 } あて
総務大臣 }
国土交通大臣 }

国内の原発の再稼働の中止と建設中の原発の凍結を求める意見書

2011年3月11日の東京電力福島第一原発の事故は未曾有の災禍をもたらした。その被害地域の広さ、被災者の数において、史上まれにみる最悪の事故であることは論を待たない。今なお故郷に帰れず避難を余儀なくされている人たちが12万人もいる。放射能の汚染水は海に流出し続け、「除染」された残土は野積のままであり、いまだ福島原発事故は収束していない。

しかし、政府は福島原発事故の収束宣言を出し、川内原発の再稼働を行うと明言している。川内原発は、近くに桜島や阿蘇山など、噴火規模が拡大するリスクをもった活火山がある。さらに政府は、住民の避難が極めて困難な高浜原発の再稼働も目指している。

一方、建設が再開された大間原発について、立地から30キロ圏内にある対岸の函館市が、市民の安全を保証できないという理由で、建設凍結を訴えて訴訟を起こしている。

昨年5月21日の福井地方裁判所の大飯原発差止め判決は、250キロ圏内の住民には差止めの請求権を認めた。

浜岡原発から160キロ、柏崎刈羽原発から180キロにある八王子市は、同判決をふまれば差止めの請求権が認められる当事者である。日本のいずれの地でも二度と福島のような原発事故を起こしてはならない。

よって、八王子市議会は住民の生命と安全を守ることを最優先とする立場から、国会及び政府に対して川内原発の再稼働を中止し、建設中の原発の凍結を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年3月27日

議 長 名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣

} あて